

令和5年度 施策評価シート

1. ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030 における位置づけ

施策体系	分野	07 都市整備 ～快適で便利なまち～					
	施策	29 都市計画 ー快適で便利なまちづくりを進めますー					
重点プロジェクト		美しくにぎわいのあるまちプロジェクト					
主管課	都市政策部 都市計画課	評価責任者			山風呂 敏		
		評価日			令和6年6月1日		
関連課	公園緑地課、建築課、道路課						
目標	安全・安心で快適な生活環境を整えつつ、持続可能なまちづくりを進めるため、無秩序な開発を抑制しつつ、地域の特性を活かした計画的なまちづくりを進めます。						
施策目標の実現に向けた取組	<p>(1) 計画的なまちづくりの推進</p> <p>○「ふじみ野市都市計画マスタープラン」などに基づき、各地域が持つ特性を活かした計画的なまちづくりを進めます。</p> <p>○開発許可制度等を適切に運用し、無秩序な開発の防止及び良好な宅地水準の確保を図り、安全で住みよい街づくりを進めます。</p> <p>(2) 市の玄関口の整備</p> <p>○上福岡駅東口駅前広場など市の玄関口となる駅前の整備を進め、安全、便利なまちづくりを進めます。</p> <p>(3) 美しい景観の保全</p> <p>○屋外広告物の適正掲示及び安全管理を事業主に啓発するとともに、違反簡易屋外広告物の撤去を進めます。</p>						

2. 施策指標と達成状況

※網掛けの指標は前期重点プロジェクトに該当する指標です。

施策 目 標	指標1	指標名	ふじみ野市都市計画マスタープランの見直し					
		説明	将来構想の策定を受け、平成29年度から令和元年度の3か年において、都市計画マスタープランを見直し、令和2年3月に20年後の都市整備の目標となる新たな計画を策定した。					
	成果	単位						
		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		目標値	-	策定完了	策定完了	策定完了	策定完了	策定完了
	実績値	策定中	策定完了	策定完了	策定完了	策定完了	策定完了	
	指標2	指標名	横断歩道橋の整備進捗率					
		説明	令和3年7月に横断歩道橋の整備工事が完了し、整備進捗率が目標値に達した。					
	成果	単位	%					
		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		目標値		10	84	100	100	100
	実績値		6	80	100	100	100	
	指標3	指標名						
		説明						
		単位						
	指標4	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		目標値						
		実績値						
	指標5	指標名						
		説明						
単位								
	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	目標値							
	実績値							

3. 施策への投入コスト

(単位：千円)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支出	事務事業費	44,371	65,149	1,164,611	526,464	15,249	3,515
	人件費	72,537	65,772	64,249	74,973	96,263	105,101
収入	特定財源	4,355	3,686	824,563	4,386	2,461	1,866
	一般財源	112,553	127,235	404,297	597,051	109,051	106,750

4. 評価対象年度の施策実施内容

※網掛けの指標は前期重点プロジェクトに該当する取組です。

		実施内容	実施実績と効果	主な事務事業
取組①	都市計画マスタープラン策定	令和元年度に策定した都市計画マスタープランを基に都市計画行政を推進するとともに進捗状況について確認し、市民にとって快適なまちづくりの方策を引き続き検討する。	令和元年策定の都市計画マスタープランに示すまちづくりの実現に向け、「多様な手法」「多様な主体」による効率的なまちづくりを実現する。	まちづくり推進事業
取組②	開発許可審査等事務	市内で行われる一定の開発行為や建築行為について、開発行為等指導要綱に基づく事前協議並びに都市計画法の開発許可制度に基づき無秩序な開発防止を図り、良好なまちづくりを誘導した。	市の開発指導要綱に基づく開発行為等事前協議及び都市計画法の開発行為等許可を行うことで、計画的なまちづくりに寄与した。また、令和2年度に更新した開発許可情報システムを用いて、開発許可審査事務等の効率化を図った。	開発許可審査等事務
取組③				
取組④				
取組⑤				

5. 評価

		評価
指標の達成状況	順調	引き続き都市計画法及び都市計画マスタープラン等に基づき、快適で便利なまちづくり、各地域が持つ特性を活かした計画的なまちづくりを進める。 市の玄関口となる上福岡駅東口駅前広場整備については、横断歩道橋が設置されたことにより、歩行者の安全性の向上が図られた。中長期的には、東口駅前広場の都市計画決定面積の確保を最優先として事業の進捗を図るが、残った用地取得を進めるためには様々な課題の解決が必要となる。最終的な駅前広場の整備計画の策定については、用地交渉の進捗にあわせ、駅の利用状況や駅前広場周辺のまちづくりの課題等を踏まえて検討する。 良質な宅地開発を促進するため開発許可制度等を適切に運用し、無秩序な開発の防止及び宅地水準の確保を図る。また、都市計画法の許可対象にならない一定規模の開発についても開発事前協議を行い、良質な都市環境の保全及び健全な発展を図ることを進める。
行政資源の活用	適切	
取組の有効性	有効	
施策の効果	大きな効果が得られている	

令和5年度事務事業評価シート

1. 事務事業の概要

事務事業名		用地買収事務	前年度の方向性 拡充	
重点プロジェクト				
施策体系	分野	07 都市整備 ～快適で便利なまち～		
	施策	29 都市計画 ー快適で便利なまちづくりを進めますー		
予算費目		一般会計 08土木費 01土木管理費 01土木総務費		
所管部課		都市政策部 都市計画課	評価責任者	田中 崇允
事務事業期間		平成28年度～	評価日	令和6年6月1日
個別計画 根拠法令・条例等				
事務事業の内容	事務事業の目的	安全・安心で良好な住環境の創出を図るため、事業主管課との連携により道路、調整池等をはじめとする公共施設整備に必要な用地の買収を行い、各種公共施設整備の推進に寄与することを目的とする。		
	事務事業の経緯	公共用地の買収は平成27年度までについては、各事業主管課において行っていたが、平成28年度からは都市計画課が事業主管課から依頼を受け、実施することとなった。		
	事務事業の概要	各事業主管課からの執行委任（予算は事業主管課で計上し、用地買収業務の部分を都市計画課が担う方式）の内容に基づき、必要な公共用地の買収を実施する。		
	令和5年度の主な取組	<道路課執行委任事業> ・市道D-133号線 ・市道E-177号線 ・市道F-55号線（八軒家交差点） <公園緑地課執行委任事業> ・大井弁天の森		

2. 事務事業費・人件費

(単位：千円)

【支出】		令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 当初予算	
人件費	正規職員	従事人数(人)	1.30	2.00	2.00
		人件費	10,355	15,846	15,846
	再任用職員	従事人数(人)	1.00	0.40	0.40
		人件費	5,271	2,076	2,076
	会計年度任用職員※	従事人数(人)	0.00	0.00	0.00
	人件費	0	0	0	
人件費計		15,626	17,922	17,922	
事業費	報酬※	0	0	0	
	賃金※	0	0	0	
	需用費	73	97	114	
	委託料	108	132	144	
	使用料及び賃借料	0	0	13	
	工事請負費	0	0	0	
	負担金、補助及び交付金	11	11	11	
	扶助費	0	0	0	
その他事業費※	36	16	59		
支出合計		15,854	18,178	18,263	
財源内訳	特定財源	国庫支出金	0	0	0
		県支出金	0	0	0
		使用料・手数料	0	0	0
		分担金・負担金	0	0	0
		地方債	0	0	0
		基金	0	0	0
		その他	0	0	0
一般財源		15,854	18,178	18,263	
市民1人あたりの負担コスト(単位：円)		139	159	156	

※報酬、賃金、その他事業費には、会計年度任用職員の人件費も含まれています。

※千円未満を四捨五入しているため、合計が合わない箇所があります。

3. 事務事業の指標と実績

指標 1	指標名	用地取得		
	説明	良好な住環境の創出を図るために必要となる公共用地の買収を行う。 事務事業の進捗を把握するため、用地取得件数を設定する。		
活動	単位	件		
	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	目標値	23	4	7
	実績値	20	2	
指標 2	指標名			
	説明			
	単位			
	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	目標値			
	実績値			
指標 3	指標名			
	説明			
	単位			
	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	目標値			
	実績値			

4. 事務事業の実施内容・効果

事務事業の実施内容・効果	<p><道路課執行委任事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道D-133号線拡幅（旧第7-159号線） 土地売買契約の締結には至っていないが、令和6年度も引き続き交渉を継続して実施していく。 ・市道E-177号線拡幅（旧第5-85号線） 契約件数 …1件 用地取得面積 …4.18㎡ ・市道F-55号線（八軒家交差点） 補償額算定のため、物件調査を実施。 用地取得の対象の3件中2件の地権者から、土地売買契約に向けた内諾をいただいた。 令和6年度に契約予定。 <p><公園緑地課執行委任事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大井弁天の森用地取得事業 契約件数 …1件 用地取得面積 …845㎡ 年度取得計画どおりの取得件数である。
--------------	--

5. 今後の方向性

来年度の方向性	理由
継続	対象事業の効果をあげるため、地権者の協力を得られるよう事業所管課との連携を密にしながら交渉を重ね、地権者との信頼関係を築き、合意形成に努める。 用地買収は地権者の意向により合意に至らないケースもあるが、今後も粘り強く交渉を実施する。
中長期的方向性	
継続	

令和5年度事務事業評価シート

1. 事務事業の概要

事務事業名		都市計画事務	前年度の方向性 継続	
重点プロジェクト				
施策体系	分野	07 都市整備 ～快適で便利なまち～		
	施策	29 都市計画 ー快適で便利なまちづくりを進めますー		
予算費目		一般会計 08土木費 04都市計画費 01都市計画総務費		
所管部課		都市政策部 都市計画課	評価責任者	田中 崇允
事務事業期間		平成17年度～	評価日	令和6年6月1日
個別計画 根拠法令・条例等				
事務事業の内容	事務事業の目的	都市計画基本方針（都市計画マスタープラン）に基づき、都市計画法や関係法令を運用し目指すべき都市の将来像に向け都市計画事業等の推進を図る。		
	事務事業の経緯	用途地域や都市施設等の各種都市計画決定・変更に係る事務、都市計画審議会の事務局、国土利用計画法に基づく事務及び都市計画施設区域内の建築等の許可事務等、都市計画全般の事務を行っている。なお、公有地拡大の推進に関する法律と景観法については、埼玉県より事務処理の移譲を受けて行っている。		
	事務事業の概要	令和2年3月に策定した都市計画基本方針（都市計画マスタープラン）に基づき、都市計画事業等の推進を図る。		
	令和5年度の主な取組	都市計画審議会で、生産緑地地区の変更について会議を運営し、変更決定などの答申を行った。その他として、都市計画法に基づく許認可事務や公有地拡大の推進に関する法律などの事務を執行した。また、令和5年度より立地適正化計画策定業務に取り掛かっており、令和5年10月に委託業者と契約を行い、現在策定業務を進めている。		

2. 事務事業費・人件費

(単位：千円)

【支出】		令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 当初予算	
人件費	正規職員	従事人数(人)	1.30	1.90	1.90
		人件費	10,355	15,054	15,054
	再任用職員	従事人数(人)	0.50	0.50	0.50
		人件費	2,636	2,595	2,595
	会計年度任用職員※	従事人数(人)	0.00	0.00	0.00
	人件費	0	0	0	
人件費計		12,991	17,649	17,649	
事業費	報酬※	49	45	263	
	賃金※	0	0	0	
	需用費	339	294	457	
	委託料	28	330	9,244	
	使用料及び賃借料	592	298	368	
	工事請負費	0	0	0	
	負担金、補助及び交付金	0	0	10	
	扶助費	0	0	0	
その他事業費※	73	51	244		
支出合計		14,072	18,667	28,235	
財源内訳	特定財源	国庫支出金	0	0	4,400
		県支出金	0	0	0
		使用料・手数料	2	5	3
		分担金・負担金	0	0	0
		地方債	0	0	0
		基金	0	0	0
		その他	27	21	46
一般財源		14,043	18,641	23,786	
市民1人あたりの負担コスト(単位：円)		123	163	203	

※報酬、賃金、その他事業費には、会計年度任用職員の人件費も含まれています。

※千円未満を四捨五入しているため、合計が合わない箇所があります。

3. 事務事業の指標と実績

指標 1	指標名	都市計画法に基づく建築の許可事務		
	説明	主に都市計画決定されている都市計画道路や土地区画整理予定地において建物を建築する場合、都市計画法第53条に基づく建築の許可が必要となるため、その許可申請を基準に基づき審査する。事業化時の支障とならないよう、許可基準の公開や窓口で周知を図る。		
活動	単位	件		
	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	目標値	25	25	25
	実績値	55	16	
指標 2	指標名	都市計画審議会運営		
	説明	都市計画法に基づく都市計画決定が必要な、都市計画道路、公園、生産緑地地区、ごみ焼却ごみ処理場や地区計画区域などの新たな指定や変更時には都市計画審議会への諮問が必要となるため、事業担当課の計画の調整を図るとともに会議を開催し、都市計画施設の新設・変更を支援する。		
活動	単位	会議開催回数		
	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	目標値	4	4	4
	実績値	1	1	
指標 3	指標名			
	説明			
	単位			
	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	目標値			
	実績値			

4. 事務事業の実施内容・効果

事務事業の実施内容・効果	<p>都市計画事務は都市の健全な発展と秩序ある整備を目的とし、限られた土地資源を有効に配分し、農林業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保する良好な市街地環境の形成を図るため、都市計画法などの様々な法律に基づく事務を執行している。</p> <p>【都市計画事務】〔R6.3.31現在〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第53条許可申請 16件 ・景観法届出 4件 ・国土利用計画法届出 7件 ・公有地拡大推進に関する法律 15件【買取の申出、届出】 ・証明事務 42件【用途地域等の証明、用途境界等の表示】 <p>【市全図販売実績】〔R6.3.31現在〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画図 20枚 ・白図 1/10000 1枚 ・1/5000 7枚 ・1/2500 14枚 <p>【都市計画審議会開催状況】都市計画法に基づく諮問機関</p> <p>令和6年3月25日（第1回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士見都市計画生産緑地地区の変更について【諮問】
--------------	--

5. 今後の方向性

来年度の方向性	理由
継続	引き続き、都市計画法及び都市計画マスタープラン等に基づき、快適で便利なまちづくり、各地域が持つ特性を活かした計画的なまちづくりを進める。 現在行っている立地適正化計画策定業務について、令和7年3月の策定・公表を目指し業務を進めて行く。
中長期的方向性	
継続	

令和5年度事務事業評価シート

1. 事務事業の概要

事務事業名		まちづくり推進事業		前年度の方向性 継続	
重点プロジェクト		美しくにぎわいのあるまちプロジェクト			
施策体系	分野	07 都市整備 ～快適で便利なまち～			
	施策	29 都市計画 ー快適で便利なまちづくりを進めますー			
予算費目		一般会計 08土木費 04都市計画費 01都市計画総務費			
所管部課		都市政策部 都市計画課		評価責任者	田中 崇允
事務事業期間		平成17年度～		評価日	令和6年6月1日
個別計画 根拠法令・条例等		都市計画法、道路法及び土地収用法			
事務事業の内容	事務事業の目的	都市として総合的に整備、開発及び保全を図るため、まちづくりの基幹となる「都市計画マスタープラン」を策定する。 また、都市計画決定したが長期間未着手となっている土地区画整理区域を新たな手法を用いて整備する。			
	事務事業の経緯	平成29年度から3か年継続で新たな都市計画マスタープランを令和2年3月に策定した。大井・苗間第二地区は土地区画整理地区について新たなまちづくりの手法を検討する。			
	事務事業の概要	将来構想の策定を受け、平成29年度から令和元年度の3か年において、現行の都市計画マスタープランを見直し、令和2年3月に新たな計画を策定した。 快適で魅力あるまちづくりを実現するために、土地区画整理事業予定地区における新たなまちづくりの手法を検討する。 地区計画に関する事務を行うことにより、それぞれの区域の特性にふさわしい良好な環境を整備、開発及び保全を促進する。			
	令和5年度の主な取組	長期未着手土地区画整理地区である「大井・苗間第二地区」について、土地区画整理に代わる整備手法として地区計画の導入を目指すとともに、埼玉県と地区内の整備水準未達部分の考え方の整理について調整を図った。さらに、県より地区住民に対し意向調査を行う必要性についての助言を受けた。 地区計画について理解をいただくため、ホームページや窓口にて地区計画について理解を深めるよう周知した。			

2. 事務事業費・人件費

(単位：千円)

【支出】		令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 当初予算	
人件費	正規職員	従事人数(人)	1.40	1.70	1.70
		人件費	11,151	13,470	13,470
	再任用職員	従事人数(人)	0.50	0.50	0.50
		人件費	2,636	2,595	2,595
	会計年度任用職員※	従事人数(人)	0.00	0.00	0.00
	人件費	0	0	0	
人件費計		13,787	16,065	16,065	
事業費	報酬※	0	0	0	
	賃金※	0	0	0	
	需用費	33	33	45	
	委託料	0	0	2,038	
	使用料及び賃借料	0	0	0	
	工事請負費	0	0	0	
	負担金、補助及び交付金	8	8	1,608	
	扶助費	0	0	0	
その他事業費※	5	0	955		
支出合計		13,833	16,106	20,711	
財源内訳	特定財源	国庫支出金	0	0	0
		県支出金	0	0	0
		使用料・手数料	0	0	0
		分担金・負担金	0	0	0
		地方債	0	0	0
		基金	0	0	0
		その他	0	0	0
一般財源		13,833	16,106	20,711	
市民1人あたりの負担コスト(単位：円)		121	141	176	

※報酬、賃金、その他事業費には、会計年度任用職員の人件費も含まれています。

※千円未満を四捨五入しているため、合計が合わない箇所があります。

3. 事務事業の指標と実績

指標 1	指標名	ふじみ野市都市計画マスタープランの見直し		
	説明	将来構想の策定を受け、平成29年度から令和元年度の3か年において、都市計画マスタープランを見直し、令和2年3月に20年後の都市整備の目標となる都市計画基本方針（都市計画マスタープラン）を策定した。		
活動	単位	策定完了を1とする		
	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	目標値	1	1	1
	実績値	1	1	
指標 2	指標名	大井・苗間第二地区の整備		
	説明	大井苗間第二地区は長期未着手の土地区画整理事業予定地区であり、土地区画整理に代わる整備手法として地区計画の導入を目指し検討中である。令和5年度は令和元年度に引き続き都市計画道路勝瀬苗間通り2号線の路線について検討・検証し、地権者に対し説明会の開催又はまちづくりニュースを発行する。なお、令和4年及び5年度は、整備手法について県との協議中であり説明会等は行っていない。		
活動	単位	説明会の開催又は啓発チラシの発行		
	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	目標値	1	1	1
	実績値	0	0	
指標 3	指標名	都市計画法に基づく地区計画の届出		
	説明	都市計画法に基づき住みよいまちづくりのため、市内17地区で都市計画法に基づく地区計画区域（約275.3ha）を定めている。その区域内で建築行為を行う場合には届出が必要になるため、届出について審査をする。		
活動	単位	件		
	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	目標値	85	85	85
	実績値	105	93	

4. 事務事業の実施内容・効果

事務事業の 実施内容・効果	<p>①都市計画マスタープラン策定業務 都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に定められた法定計画である。将来構想の策定を受け、平成29年度から令和元年度の3か年において、都市計画マスタープランを見直し、令和2年3月に20年後の都市整備の目標となる都市計画基本方針（都市計画マスタープラン）を策定した。</p> <p>②大井・苗間第二地区の長期未整備区画整理事業予定地区解消 当該地区は、都市計画決定から約38年が経過し宅地化が進行している。県の「長期未着手土地区画整理事業区域に係る市街地整備指針」に基づき平成24年度から検討を進めており、土地区画整理に代わる手法として、地区計画での整備を目指すとともに、埼玉県と地区内の整備水準未達部分の考え方の整理について調整を図った。</p> <p>③地区計画とは、地区の課題や特徴を踏まえ、計画段階から住民と市が連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置づけて「まちづくり」を進める制度である。地区内の人々が、まちの将来像を目標として共有することで、まちづくりを実感し、実現に向けた方針のもとに地区としてのまとまりや一体感を持ってまちづくりを進める。具体的には、建築物等の用途の制限、建築物の最低敷地面積など、ルールを決め、地区の特性を活かした良好な住環境や美しい街並みを保全し、かつ誘導することができる。</p> <p>地区計画制度の理解を深めるべく視覚的な効果を期待し、ホームページや窓口にて周知を行った。 ・地区計画届出 93件（R6.3.31現在）</p>
------------------	--

5. 今後の方向性

来年度の方向性	理由
継続	大井・苗間第二地区の地域整備構想の策定を進める必要があるため、埼玉県との調整を図る。都市計画法に基づき地区計画区域内の建築・開発に対する届出審査を行う必要があり、事業者の地区計画制度に関する理解を深めることにより、より良いまちづくりを促進するため引き続き啓発を行う必要がある。
中長期的方向性	
継続	

令和5年度事務事業評価シート

1. 事務事業の概要

事務事業名		開発許可審査等事務		前年度の方向性 拡充	
重点プロジェクト					
施策体系	分野	07 都市整備 ～快適で便利なまち～			
	施策	29 都市計画 ー快適で便利なまちづくりを進めますー			
予算費目		一般会計 08土木費 04都市計画費 01都市計画総務費			
所管部課		都市政策部 都市計画課		評価責任者	城田 一伸
事務事業期間		昭和48年度～		評価日	令和6年6月1日
個別計画 根拠法令・条例等					
都市計画法 ふじみ野市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例 ふじみ野市開発行為等指導要綱					
事務事業の内容	事務事業の目的	市内において行われる一定の開発行為や建築行為について、開発行為等指導要綱に基づく開発指導及び事前協議並びに都市計画法の開発許可制度に基づき無秩序な開発の防止及び良好な宅地水準の確保を図り、もって安全で住みよい街づくりを進めることを目的とする。			
	事務事業の経緯	都市計画法に基づく開発許可審査事務は、平成16年4月に旧大井町、平成17年4月に旧上福岡市が埼玉県から権限移譲を受け、開発相談及び開発指導を行っている。また、良好な都市環境の保全及び健全な発展を図るため、旧大井町は昭和50年、旧上福岡市は昭和48年から開発行為等指導要綱に基づく事前協議も併せて行っている。			
	事務事業の概要	開発計画についての調査、相談対応及び検討等、開発行為等指導要綱に基づく指導及び事前協議の審査及び回答を行う。 開発許可制度に基づく開発許可等の申請、届出の受理、審査、許可及び開発行為完了後の工事検査を行う。 被災宅地判定事務及び地方税法に係る優良宅地に関する証明書等の発行事務を行う。			
	令和5年度の主な取組	令和5年度は、開発行為等事前協議申請37件あり、開発指導要綱に基づき関係各課と指導及び調整を図り、都市計画法に基づく開発に伴う申請件数は234件あり、それぞれの事務を行った。並びに市街化調整区域の開発許可における立地基準等を確認することを目的とした開発予備申請の指導及び調整を行った。また、まちづくり条例等に関する調査として、大規模な土地利用についての定めのある市町を選別し、市民への情報提供のあり方や構想段階の取扱いについて、本市の開発行為等指導要綱や市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例との比較検討を行った。			

2. 事務事業費・人件費

(単位：千円)

【支出】		令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 当初予算	
人件費	正規職員	従事人数(人)	1.70	1.90	1.90
		人件費	13,541	15,054	15,054
	再任用職員	従事人数(人)	1.00	1.00	1.00
		人件費	5,271	5,189	5,189
	会計年度任用職員※	従事人数(人)	0.00	0.00	0.00
	人件費	0	0	0	
人件費計		18,812	20,243	20,243	
事業費	報酬※	0	0	0	
	賃金※	0	0	0	
	需用費	93	68	101	
	委託料	165	165	165	
	使用料及び賃借料	0	0	0	
	工事請負費	0	0	0	
	負担金、補助及び交付金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	
その他事業費※	0	4	10		
支出合計		19,070	20,480	20,519	
財源内訳	特定財源	国庫支出金	0	0	0
		県支出金	0	0	0
		使用料・手数料	2,432	1,840	276
		分担金・負担金	0	0	0
		地方債	0	0	0
		基金	0	0	0
		その他	0	0	0
一般財源		16,638	18,640	20,243	
市民1人あたりの負担コスト(単位：円)		146	163	172	

※報酬、賃金、その他事業費には、会計年度任用職員の人件費も含まれています。

※千円未満を四捨五入しているため、合計が合わない箇所があります。

3. 事務事業の指標と実績

指標 1	指標名	開発許可等申請件数		
	説明	都市計画法に基づく開発行為許可申請、変更許可申請、公告前建築等承認申請、予定建築物以外建築等許可申請、建築行為等許可申請、適合証明申請、開発登録簿交付申請及び開発予備申請等の事務を行う。		
活動	単位	件		
	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	目標値	240	240	240
	実績値	245	234	
指標 2	指標名	開発行為等指導要綱に基づく事前協議		
	説明	都市計画法の許可対象とならない一定規模以上の開発について無秩序な開発行為を防止し、良好な都市環境の保全及び健全な発展を図るため、事前協議を行い指導調整を図る。		
活動	単位	件		
	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	目標値	45	45	45
	実績値	46	37	
指標 3	指標名			
	説明			
活動	単位			
	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	目標値			
	実績値			

4. 事務事業の実施内容・効果

事務事業の 実施内容・効果	<p>【開発許可審査事務】（R6.3.31現在）</p> <p>市内において行われる一定規模の開発行為について、無秩序な開発の防止及び良好な宅地水準の確保を図るため、都市計画法に基づく開発許可審査事務を行っている。その際は、開発許可行為申請等の図書審査のほか、工事の検査等を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発許可行為申請（29条） 23件 ・開発行為変更許可申請（35条の2） 30件 ・予定建築物以外の建築等の制限（42条） 1件 ・建築行為等許可申請（43条） 16件 ・完了公告前の建築承認申請（37条） 11件 ・適合証明交付申請（施行規則60条） 40件 ・その他（変更届、廃止・承継、開発登録簿発行、違反指導等） 82件 ・開発予備申請（市街化調整区域の開発許可における立地基準等を確認するもの） 31件 <p>【開発行為等指導要綱に基づく事前協議】（R6.3.31現在）</p> <p>都市計画法の許可対象とならない一定規模の開発行為等について、きめ細かい指導を行うことで、良好な都市環境の保全及び健全な発展を図ることを目的として指導要綱に基づく事前協議を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導要綱に基づく事前協議 37件

5. 今後の方向性

来年度の方向性	理由
継続	都市計画法及びふじみ野市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に基づく許可処分等を行うと同時に、都市計画法の許可対象とならない一定規模以上の開発について無秩序な開発行為を防止し、良好な都市環境の保全及び健全な発展を図るため、よりきめ細かい指導を行うことを目的とした事前協議を行い指導調整を図る。
中長期的方向性	また、県内の他自治体にみるまちづくり条例等の先進事例など引き続き調査・研究を行っていく。
継続	

令和5年度事務事業評価シート

1. 事務事業の概要

事務事業名		建築確認申請及び許可認定事務		前年度の方向性 拡充	
重点プロジェクト					
施策体系	分野	07 都市整備 ～快適で便利なまち～			
	施策	29 都市計画 ー快適で便利なまちづくりを進めますー			
予算費目		一般会計 08土木費 04都市計画費 05建築指導費			
所管部課		都市政策部 建築課		評価責任者	内田 忠佳
事務事業期間		昭和56年度～		評価日	令和6年6月1日
個別計画 根拠法令・条例等		建築基準法, 長期優良住宅の普及の促進に関する法律			
事務事業の内容	事務事業の目的	市内に建築される建築物について建築基準法等に基づき審査を行い、いつまでも住み続けたい、住んでみたいと思う生活環境を維持する。			
	事務事業の経緯	小規模建築物（建築基準法第6条第1項第4号建築物）確認審査事務を旧大井町は昭和56年度・旧上福岡市は平成元年度から行っている。また建築確認審査事務のほかに道路位置の指定や仮設許可などの事務を行っている。なお平成11年度から建築確認審査業務は指定確認検査機関（民間）で行えるようになった。長期優良住宅については、平成21年から認定事務を行っている。			
	事務事業の概要	建築確認申請、許可認定に関すること、違反建築物の是正指導、及び長期優良住宅の認定事務等			
	令和5年度の主な取組	代表的な事務として建築確認申請審査がある。市が行った確認審査件数は1件、民間の指定確認検査機関が行った確認審査の査収を286件行った。また、建築確認申請に伴う調査等、随時窓口業務を行っており、市民サービスに寄与している。 長期優良住宅の認定事務は63件行った。良質な住宅が建築され、長期にわたり良好な状態で使用されることにより住生活の向上及び環境への負荷の低減を図ることを目的としており、継続して認定事務を行う。 （件数は令和6年4月1日時点）			

2. 事務事業費・人件費

(単位：千円)

【支出】		令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 当初予算	
人件費	正規職員	従事人数(人)	1.90	1.90	1.90
		人件費	15,134	15,054	15,054
	再任用職員	従事人数(人)	0.00	0.00	0.00
		人件費	0	0	0
	会計年度任用職員※	従事人数(人)	0.00	0.00	0.00
	人件費	0	0	0	
人件費計		15,134	15,054	15,054	
事業費	報酬※	0	0	0	
	賃金※	0	0	0	
	需用費	522	485	567	
	委託料	858	861	923	
	使用料及び賃借料	325	307	355	
	工事請負費	0	0	0	
	負担金、補助及び交付金	134	143	151	
	扶助費	0	0	0	
その他事業費※	150	88	762		
支出合計		17,123	16,938	17,812	
財源内訳	特定財源	国庫支出金	0	0	0
		県支出金	0	0	18
		使用料・手数料	0	0	1,763
		分担金・負担金	0	0	0
		地方債	0	0	0
		基金	0	0	0
		その他	0	0	0
一般財源		17,123	16,938	16,031	
市民1人あたりの負担コスト(単位：円)		150	148	137	

※報酬、賃金、その他事業費には、会計年度任用職員の人件費も含まれています。

※千円未満を四捨五入しているため、合計が合わない箇所があります。

3. 事務事業の指標と実績

指標 1	指標名	民間建築物の建築確認審査件数について		
	説明	令和5年度は民間建築物の建築確認審査を1件行った。また、民間指定確認検査機関が行った建築確認審査処分の査収を286件行った。令和5年度に市が民間建築物の建築確認の審査を行う件数は7件を目標とする。 (件数は令和6年4月1日時点)		
活動	単位	件		
	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	目標値	7	7	7
	実績値	1	1	
指標 2	指標名	長期優良住宅認定件数		
	説明	長期優良住宅の認定基準に適合する住宅の認定事務である。令和5年度は63件の新築住宅の認定を行った。令和6年度は50件の認定を目標とする。 (件数は令和6年4月1日時点)		
活動	単位	件		
	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	目標値	40	50	50
	実績値	50	63	
指標 3	指標名			
	説明			
	単位			
	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	目標値			
	実績値			

4. 事務事業の実施内容・効果

事務事業の 実施内容・効果	【事業内容】 当事業は、建築基準法に基づく建築確認等、租税特別措置法に基づく優良住宅の認定、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅の認定、公道以外の場所に表示又は設置される屋外広告物の許可等、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出及び建築物のエネルギー消費性能向上等に関する法律に基づく届出の事務手続きを遂行することで法令遵守の啓発を図り、住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。 代表的な事務として建築確認申請審査がある。令和5年度は市で1件確認審査し、民間の指定確認検査機関では286件確認審査された。なお、民間の指定確認検査機関が建築確認審査した物件に対しても市で査収を実施しているため、物件調査件数は令和5年度合計で287件を実施した。(件数は令和6年4月1日時点)
	長期優良住宅の認定を受けると下記のとおり税の特例措置が受けられるため、市で迅速に処理を行うことで市民サービスの向上を図った。(複数ある場合は、各税種別ごとに1つ) また、当該事業の認定を受けると、5年毎程度に一度、保守点検の実施状況の報告が必要となり、その確認事務を行い、令和5年度は63件の認定を行った。(件数は令和6年4月1日時点) ・ 所得税 住宅ローン減税(控除対象額の引き上げ)、投資型減税(所得税からの控除) ・ 登録免許税 税率の引下げ ・ 不動産取得税 課税標準からの控除額の増額 ・ 固定資産税 減税措置(2分の1)の適用期間延長 ・ 性能に応じた地震保険の割引 耐震等級割引、免震建築物割引

5. 今後の方向性

来年度の方向性	理由
継続	行政で取り扱う建築確認申請件数は民間活用により減少しているが、民間の指定確認検査機関が行った建築確認審査処分の査収を市が行うことと法律で定められている。しかし、建築基準法が改正され、2025年4月から全面改正により建築確認申請の審査特例の縮小により省略されていた構造審査等が新たに必要となり、建築確認申請の手続きが大きく変わることとなる。そのため、新たな審査内容に対応しつつ、的確かつ効率的に業務が行えるよう審査事務体制等の充実を図る必要がある。
中長期的方向性	また、建築基準法やその他の法令の規定により、仮設建築物の許可、道路位置指定処分等の許認可事務、法に適合しない建築物の指導や、長期優良住宅・低炭素建築物に係る認定審査、建築物省エネ法に係る届出の審査等、法で定められた審査事務があるため、業務を継続する必要がある。
継続	

令和5年度事務事業評価シート

1. 事務事業の概要

事務事業名		都市整備事業	前年度の方向性 拡充	
重点プロジェクト				
施策体系	分野	07 都市整備 ～快適で便利なまち～		
	施策	29 都市計画 ー快適で便利なまちづくりを進めますー		
予算費目		一般会計 08土木費 04都市計画費 01都市計画総務費		
所管部課		都市政策部 都市計画課	評価責任者	田中 崇允
事務事業期間		令和4年度～	評価日	令和6年6月1日
個別計画 根拠法令・条例等		土地区画整理法、都市計画法、道路法、土地収用法		
事務事業の内容	事務事業の目的	持続可能なまちづくりの実現に向け、土地区画整理事業、駅前広場整備事業、都市計画道路等の整備の調整及び事業推進について検討実施することにより、面整備及び道路整備の総合的観点より、まちづくりを推進する。		
	事務事業の経緯	<ul style="list-style-type: none"> 産業団地創出を目的とした国道254号バイパスふじみ野地区土地区画整理事業は、令和3年3月30日に埼玉県知事により組合設立が認可された。 上福岡駅東口駅前広場整備事業については、歩行者の安全確保及び魅力ある駅前整備に向けて、平成10年度から用地買収を進め、歩道、暫定駅前広場、横断歩道橋の整備を行った。 		
	事務事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 施行中の土地区画整理事業の促進を図るため、施行者に対して必要な助言等の援助を行う。 魅力ある上福岡駅東口の駅前広場の創出に向けて、都市計画決定している区域の整備計画について検討を行う。 		
	令和5年度の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> 施行中の土地区画整理事業の促進を図るため、土地区画整理組合に助言等を行った。 国道254号バイパスふじみ野地区地区計画の変更に向け、土地区画整理組合から事前相談を受け、組合と協議を行った。 施行地区内の公共施設整備等に関して、各公共施設管理者と組合との協議を行った。 		

2. 事務事業費・人件費

(単位：千円)

【支出】		令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 当初予算	
人件費	正規職員	従事人数(人)	2.50	1.90	1.90
		人件費	19,913	15,054	15,054
	再任用職員	従事人数(人)	0.00	0.60	0.60
		人件費	0	3,114	3,114
	会計年度任用職員※	従事人数(人)	0.00	0.00	0.00
	人件費	0	0	0	
人件費計		19,913	18,168	18,168	
事業費	報酬※	0	0	0	
	賃金※	0	0	0	
	需用費	12	24	27	
	委託料	11,580	0	3,500	
	使用料及び賃借料	2	0	10	
	工事請負費	0	0	0	
	負担金、補助及び交付金	52	44	94	
	扶助費	0	0	0	
その他事業費※	2	11	11,040		
支出合計		31,561	18,247	32,839	
財源内訳	特定財源	国庫支出金	0	0	0
		県支出金	0	0	0
		使用料・手数料	0	0	0
		分担金・負担金	0	0	0
		地方債	0	0	0
		基金	0	0	0
		その他	0	0	0
一般財源		31,561	18,247	32,839	
市民1人あたりの負担コスト(単位：円)		277	160	280	

※報酬、賃金、その他事業費には、会計年度任用職員の人件費も含まれています。

※千円未満を四捨五入しているため、合計が合わない箇所があります。

3. 事務事業の指標と実績

指標 1	指標名	区画整理事業の進捗率		
	説明	令和3年度から実施している区画整理事業が計画どおりに進捗しているかを把握するため、当初計画した事業期間に対する進捗割合を指標とした。		
活動	単位	%		
	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	目標値	50	75	100
	実績値	50	75	
指標 2	指標名			
	説明			
	単位			
	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	目標値			
	実績値			
指標 3	指標名			
	説明			
	単位			
	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	目標値			
	実績値			

4. 事務事業の実施内容・効果

事務事業の実施内容・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・国道254号バイパスふじみ野地区土地区画整理事業の施行地区内の国道の交差点移設及び新設市道整備について、組合、市、県、警察と協議を継続的に実施。令和5年11月に交差点の移設及び新設市道の供用が開始され、新規産業団地整備に向けて、道路整備が進捗した。 ・施行地区東側街区については、事業の進捗に伴い、街区の一部で令和6年2月に企業が操業を開始した。新規雇用創出及び市の自主財源の確保が期待される。 ・国道254号バイパスふじみ野地区地区計画の変更に向け、土地区画整理組合から事前相談を受け、県への相談や庁内の関係課と協議を進めた。 <p>その結果、令和6年3月に土地区画整理組合から都市計画法第21条の2に基づく都市計画提案が提出された。</p>
--------------	---

5. 今後の方向性

来年度の方向性	理由
継続	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理組合に対して事業の安全、丁寧かつ適切な事業執行について引き続き必要に応じて助言等を行う。 ・上福岡駅東口駅前広場の用地取得について、交渉の機を逃さぬよう注視していく。
中長期的方向性	
継続	